

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和2年7月9日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を必要としたもの 6件

厚生年金保険関係 6件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900289号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000011号

第1 結論

請求期間③及び④について、請求者のA社における請求期間③の標準賞与額を22万7,000円、請求期間④の標準賞与額を25万1,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑤について、請求者のA社における賞与支給年月日を平成25年12月13日、標準賞与額を27万6,000円に訂正することが必要である。

請求期間③から⑤までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間③から⑤までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年12月15日
③ 平成18年6月15日
④ 平成18年12月15日
⑤ 平成25年12月15日

私は、請求期間①から⑤までにおいて、A社から賞与を支給され、保険料を控除されていたが、国の記録では、請求期間①から⑤までに係る賞与の記録が無い。

請求期間①から④までについては、賞与明細書を所持していないが、同じ職種の同僚が賞与明細書を所持していて、概ね同じ金額を支給されていたと思う。

請求期間⑤については、賞与明細書及び取引明細表（預金）を提出するので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間③から⑤までについて、事業主から提出された請求期間③から⑤までの請求者に係る賞与明細書（控）及び請求者から提出された請求期間⑤に係る賞与明細書（写）により、請求者は請求期間③から⑤までにおいて事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間③から⑤までに係る標準賞与額については、上記賞与明細書（控）及び賞与明細書（写）により確認できる賞与額及び保険料控除額から、請求期間③は22万7,000円、請求期間④は25万1,000円、請求期間⑤は27万6,000円とすることが妥当である。

また、請求期間⑤に係る賞与支給年月日については、同僚の預金通帳（写）等から平成25年12月13日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間③から⑤までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対し、提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①及び②について、A社は、請求期間①及び②に係る賃金台帳等の賞与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は保管していない旨回答していることから、請求期間①及び②に係る賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間①及び②に係る賞与明細書を所持していないことから、請求期間①及び②に係る賞与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

さらに、請求者は、同じ職種であったとする同僚と概ね同じ金額の賞与を支給されていた旨主張しているところ、オンライン記録によると、i) 請求期間①については、当該同僚と標準報酬月額が相違し、ii) 請求期間②を挟む複数の賞与支給月については、当該同僚の標準賞与額と相違していることから、請求期間①及び②に係る賞与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900291号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000012号

第1 結論

1 請求期間①について、請求者のA社における賞与支給年月日を平成16年6月15日、標準賞与額を36万7,000円に訂正することが必要である。

請求期間②について、請求者のA社における賞与支給年月日を平成16年12月15日、標準賞与額を52万7,000円に訂正することが必要である。

請求期間③について、請求者のA社における賞与支給年月日を平成17年12月15日、標準賞与額を50万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間④について、請求者のA社における賞与支給年月日を平成18年6月15日、標準賞与額を39万6,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑤について、請求者のA社における賞与支給年月日を平成18年12月15日、標準賞与額を52万2,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑤までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①から⑤までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求期間②について、請求者のA社における平成16年12月15日の標準賞与額を54万円に訂正することが必要である。

平成16年12月15日の訂正後の標準賞与額(上記第1の1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和28年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年6月

- ② 平成16年12月
- ③ 平成17年12月
- ④ 平成18年6月
- ⑤ 平成18年12月

私は、請求期間①から⑤までにおいて、A社から賞与を支給され、保険料を控除されていたが、国の記録では、請求期間①から⑤までに係る賞与の記録が無い。

請求期間①から⑤までに係る賞与明細書を提出するので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び③から⑤までについて、請求者から提出された賞与明細書（写）及び事業主から提出された賞与明細書（控）により、請求者は請求期間①及び③から⑤までにおいて事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間②について、請求者から提出された賞与明細書（写）により、請求者は、請求期間②において事業主から賞与を支給され、当該賞与額に基づく保険料額より低い額の保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑤までに係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額から、請求期間①は36万7,000円、請求期間②は52万7,000円、請求期間③は50万8,000円、請求期間④は39万6,000円、請求期間⑤は52万2,000円とすることが妥当である。

また、賞与支給年月日については、同僚の預金通帳（写）等から、請求期間①は平成16年6月15日、請求期間②は同年12月15日、請求期間③は平成17年12月15日、請求期間④は平成18年6月15日、請求期間⑤は同年12月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑤までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し、提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して

行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間②について、請求者から提出された賞与明細書によると、賞与支給額 54 万円に見合う標準賞与額 54 万円は、保険料控除額に見合う標準賞与額 52 万 7,000 円よりも高額であることが認められることから請求期間②の標準賞与額は 54 万円とすることが必要である。

なお、請求期間②の訂正後の標準賞与額（上記第 3 の 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000002号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000013号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間①のうち平成20年8月1日から平成21年9月1日までの期間及び平成25年5月1日から平成30年1月11日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成20年8月から平成21年8月までの期間及び平成25年5月から平成29年12月までの期間の標準報酬月額については、別表1の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成20年8月から平成21年8月までの期間及び平成25年5月から平成29年12月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年8月から平成21年8月までの期間及び平成25年5月から平成29年12月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表1の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間①のうち、平成21年9月1日から平成25年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成21年9月から平成25年4月までの標準報酬月額については、別表1の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第7欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成21年9月から平成25年4月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額(別表1の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における請求期間②、③及び⑤から⑩までについて、賞与支払年月日を別表2の第1欄に掲げる日とし、標準賞与額をそれぞれ同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間②、③及び⑤から⑩までの標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間②、③及び⑤から⑩までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

4 請求者のA社における請求期間②、③及び⑥から⑩までについて、別表2の第1欄に掲げる賞与支払年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間②、③及び⑥から⑩までの標準賞与額（別表2の第4欄に掲げる上記第1の3の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

5 請求期間④について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成20年8月1日から平成30年1月11日まで
② 平成20年12月
③ 平成21年7月
④ 平成21年12月
⑤ 平成22年7月
⑥ 平成22年12月
⑦ 平成23年7月
⑧ 平成23年12月
⑨ 平成24年7月
⑩ 平成24年12月

請求期間①について、A社における標準報酬月額が、給与明細書の給与支給額に見合う標準報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。同社の給与明細書を提出するので、給与支給額に見合う標準報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか高い方の額に標準報酬月額を訂正してほしい。

請求期間②から⑩までについて、A社から支払われた賞与が記録されていない。同社の賞与明細書を提出するので、賞与支給額に見合う標準賞与額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額のいずれか高い方の額を標準賞与額として記

録してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち平成20年8月1日から平成21年9月1日までの期間について、請求者から提出されたA社に係る給与明細書により、別表1の第2欄、第3欄及び第5欄に掲げるとおり、当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額それぞれの見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額より高額であることが認められる。

また、請求期間①のうち、平成25年5月1日から平成30年1月11日までの期間について、請求者から提出された給与明細書及び給与所得の源泉徴収票により、別表1の第2欄、第4欄及び第5欄に掲げるとおり、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額より高額であることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額若しくは本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成20年8月から平成21年8月までの期間及び平成25年5月から平成29年12月までの期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書及び給与所得の源泉徴収票により確認若しくは推認できる厚生年金保険料控除額、報酬月額又は本来の報酬月額から、別表1の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成20年8月1日から平成21年9月1日までの期間及び平成25年5月1日から平成30年1月11日までの期間に係る請求者の届出や厚生年金保険料の納付について、回答が得られないものの、当該期間について、年金事務所が保管する請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）に記載された報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主は、当該期間について、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額に見合う標準報酬月額の資格取得届及び算定基礎届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所（平成22年

1月以降は年金事務所)は、請求者の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表1の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち平成21年9月1日から平成25年5月1日までの期間については、請求者から提出された給与明細書により、別表1の第2欄、第4欄及び第5欄に掲げるとおり、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることが認められる。

したがって、請求期間①のうち、平成21年9月1日から平成25年5月1日までの期間については、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため、同法による訂正は認められない。

- 2 請求期間①のうち平成21年9月1日から平成25年5月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書及び給与所得の源泉徴収票により、別表1の第2欄及び第4欄に掲げるとおり、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であることが認められる。

したがって、請求者の平成21年9月から平成25年4月までの期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書及び給与所得の源泉徴収票により確認又は推認できる本来の報酬月額から、別表1の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第7欄に掲げる標準報酬月額とすることが妥当である。

なお、平成21年9月から平成25年4月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額(別表1の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②、③及び⑤から⑩までについて、請求者から提出されたA社に係る賞与明細書及び給与所得の源泉徴収票により、請求者は請求期間②、③及び⑤から⑩までにおいて事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②、③及び⑤から⑩までに係る標準賞与額については、請求者から提出された賞与明細書により確認できる賞与額又は厚生年金

保険料控除額から、別表2の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが妥当である。

また、請求期間②、③、⑥及び⑧の賞与支払年月日については同僚の預金取引明細書の記録から、請求期間⑤、⑦、⑨及び⑩の賞与支払年月日については請求者から提出された賞与明細書から、別表2の第1欄とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間②、③及び⑤から⑩までに係る請求者の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 4 請求期間②、③及び⑥から⑩までについて、請求者から提出された賞与明細書により、別表2の第2欄及び第3欄に掲げるとおり、請求者の賞与額に見合う標準賞与額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額よりも高額であることが認められる。

したがって、請求者の請求期間②、③及び⑥から⑩までに係る標準賞与額については、請求者から提出された賞与明細書により確認できる賞与額から、別表2の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間②、③及び⑥から⑩までの訂正後の標準賞与額（別表2の第4欄に掲げる上記第3の3の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 5 請求期間④について、請求者から提出された平成21年1月分から同年12月分までの給与明細書及び同年の夏期賞与に係る賞与明細書により確認できる給与総支給額と賞与支給額の合計額及び社会保険料控除額の合計額は、それぞれ同年分の給与所得の源泉徴収票により確認できる支払金額及び社会保険料等の金額と一致している。また、預金取引明細表又は預金通帳の写しにより、給与及び賞与を振込により受け取っていることが確認できる複数の同僚は、平成21年12月に賞与が振り込まれた履歴は確認できないことから、請求期間④に係る賞与は支給されていないと推認できる。

また、事業主に対し、照会を行ったものの、回答を得ることができず、請求者の請求期間④に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、A社における給与及び賞与の支払方法について、請求者は、振込の者と現金手渡しの者がいたが、自身は現金手渡しであった旨陳述しており、振込で

はないことから、通帳や取引記録等により賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

なお、請求者は請求期間④に係るものとする年末賞与の賞与明細書を提出しているものの、上記のとおり A 社では請求期間④に係る賞与は支給されていないと推認できること、請求者から提出された賞与明細書において、平成 22 年及び平成 23 年の年末賞与に係る賞与明細書が確認できること並びに請求者の同社における厚生年金保険被保険者期間は平成 20 年 8 月 1 日から平成 30 年 1 月 11 日までであるところ、請求者は平成 25 年以降の賞与は支給されていない旨陳述していることから、請求者から請求期間④に係るものとして提出された賞与明細書は、請求期間②に係る賞与明細書であると認められる。

このほか、請求者の請求期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

別表 1

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	報酬月額に見合う標準報酬月額	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成20年8月から平成21年2月まで	14万2,000円	19万円		15万円	15万円	
平成21年3月	14万2,000円	22万円		15万円	15万円	
平成21年4月及び同年5月	14万2,000円	20万円		15万円	15万円	
平成21年6月から同年8月まで	14万2,000円	19万円		15万円	15万円	
平成21年9月から平成23年8月まで	14万2,000円		20万円	14万2,000円		20万円
平成23年9月から平成25年4月まで	14万2,000円		20万円	13万4,000円		20万円
平成25年5月から同年8月まで	14万2,000円		20万円	26万円	20万円	
平成25年9月から平成26年2月まで	17万円		22万円	26万円	22万円	
平成26年3月から同年8月まで	17万円		22万円	24万円	22万円	
平成26年9月から平成27年8月まで	18万円		24万円	24万円	24万円	
平成27年9月から平成28年8月まで	19万円		24万円	24万円	24万円	
平成28年9月から平成29年8月まで	20万円		24万円	24万円	24万円	
平成29年9月から同年12月まで	22万円		24万円	24万円	24万円	

別表 2

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄
請求 期間	賞与支払年月日	賞与額に見合 う標準賞与額	厚生年金保険 料控除額 に見合う 標準賞与額	厚生年金特例 法訂正による 標準賞与額	厚生年金保険 法第 75 条本文 訂正による 標準賞与額
②	平成 20 年 12 月 15 日	10 万円	9 万 4,000 円	9 万 4,000 円	10 万円
③	平成 21 年 7 月 15 日	10 万円	9 万 4,000 円	9 万 4,000 円	10 万円
⑤	平成 22 年 7 月 15 日	12 万 5,000 円	12 万 6,000 円	12 万 5,000 円	
⑥	平成 22 年 12 月 15 日	12 万 5,000 円	12 万 4,000 円	12 万 4,000 円	12 万 5,000 円
⑦	平成 23 年 7 月 15 日	12 万 5,000 円	12 万 4,000 円	12 万 4,000 円	12 万 5,000 円
⑧	平成 23 年 12 月 12 日	13 万円	12 万 1,000 円	12 万 1,000 円	13 万円
⑨	平成 24 年 7 月 15 日	13 万 5,000 円	12 万 1,000 円	12 万 1,000 円	13 万 5,000 円
⑩	平成 24 年 12 月 15 日	13 万 5,000 円	11 万 9,000 円	11 万 9,000 円	13 万 5,000 円

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000011号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000014号

第1 結論

請求期間①、②及び③について、請求者のA社における請求期間①の標準賞与額を15万1,000円、請求期間②及び③の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

請求期間①、②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①、②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成2年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成25年8月15日
② 平成25年12月28日
③ 平成26年8月15日

私は、A社から請求期間①、②及び③までに賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。保険料が控除されていたのは間違いないので、賞与支給額に見合う標準賞与額として、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、A社から提出された請求者に係る平成25年及び平成26年源泉徴収簿兼賃金台帳(以下「賃金台帳」という。)、平成25年分及び平成26年分給与所得に対する源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)並びに同社の社会保険事務担当者の回答により、請求者は請求期間①、②及び③において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除され

ていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、賃金台帳及び源泉徴収簿により確認又は推認できる保険料控除額及び賞与支給額から、請求期間①は15万1,000円、請求期間②及び③は15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和元年7月8日年金事務所受付）し、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②及び③に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①、②及び③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000012号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000015号

第1 結論

請求期間①から⑥までについて、請求者のA社における請求期間①の標準賞与額を20万円、請求期間②の標準賞与額を19万6,000円、請求期間③の標準賞与額を20万円、請求期間④及び⑤の標準賞与額を22万1,000円、請求期間⑥の標準賞与額を22万円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑥までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑥までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年8月15日
② 平成26年12月28日
③ 平成27年8月15日
④ 平成27年12月28日
⑤ 平成28年8月15日
⑥ 平成28年12月28日

私は、A社から請求期間①から⑥までに賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。保険料が控除されていたのは間違いないので、賞与支給額に見合う標準賞与額として、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑥までについて、A社から提出された請求者に係る平成26年、

平成 27 年及び平成 28 年源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）、平成 26 年分、平成 27 年分及び平成 28 年分給与所得に対する源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）並びに同社の社会保険事務担当者の回答により、請求者は請求期間①から⑥までにおいて事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑥までに係る標準賞与額については、賃金台帳及び源泉徴収簿により確認又は推認できる保険料控除額及び賞与支給額から、請求期間①は 20 万円、請求期間②は 19 万 6,000 円、請求期間③は 20 万円、請求期間④及び⑤は 22 万 1,000 円、請求期間⑥は 22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑥までに係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和元年 7 月 8 日年金事務所受付）し、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑥までに係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から⑥までに係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000013号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000016号

第1 結論

請求期間①、②及び③について、請求者のA社における請求期間①及び②の標準賞与額を26万円、請求期間③の標準賞与額を26万1,000円、に訂正することが必要である。

請求期間①、②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①、②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年12月28日
② 平成28年8月15日
③ 平成28年12月28日

私は、A社から請求期間①、②及び③に賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。保険料が控除されていたのは間違いないので、賞与支給額に見合う標準賞与額として、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、A社から提出された請求者に係る平成27年及び平成28年源泉徴収簿兼賃金台帳(以下「賃金台帳」という。)、平成27年分及び平成28年分給与所得に対する源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)並びに同社の社会保険事務担当者の回答により、請求者は請求期間①、②及び③に事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていた

ことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、賃金台帳及び源泉徴収簿により確認又は推認できる保険料控除額及び賞与支給額から、請求期間①及び②は26万円、請求期間③は26万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和元年7月8日年金事務所受付）し、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②及び③に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①、②及び③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000001号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000017号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和21年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年12月28日から昭和60年2月26日まで

国の記録では、私のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和60年2月26日となっているが、私が所持しているC市の昭和57年度国民年金保険料納入通知書兼領収証書(再発行)によると、昭和57年12月分以降の国民年金保険料が納付不要となっていることが確認できるので、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を国民年金の被保険者資格喪失年月日である昭和57年12月28日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社における複数の同僚の回答及び請求者の陳述から、請求者は、請求期間の一部において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社及び請求者が請求期間当時にA社が社会保険事務を委託していたとするD社会保険労務士事務所は、請求者の請求期間に係る資料は無い旨回答していることから、請求者の入社日並びに請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の届出、厚生年金保険料の納付及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格取得年月日は、昭和60年2月26日であり、雇用保険の資格取得年月日と一致している上、厚生年金保険被保険者資格取得年月日が遡及して訂正されるなど不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同社が厚生年金保険

の適用事業所となった昭和 52 年 6 月 1 日から昭和 60 年 2 月 1 日までの期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

さらに、A社の請求期間当時の社会保険事務担当者は、請求期間当時、同社には試用期間があり、入社と同時に厚生年金保険に加入させておらず、試用期間終了後に厚生年金保険への加入について希望を確認し、加入を希望した者は厚生年金保険に加入させていた旨陳述していることから、請求期間当時、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、請求者は、C市の昭和 57 年度国民年金保険料納入通知書兼領収証書（再発行）において、昭和 57 年 12 月分以降の国民年金保険料が納付不要とされていることから、国民年金被保険者資格を喪失した昭和 57 年 12 月 28 日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したはずである旨主張しているところ、国民年金被保険者台帳によると請求者は昭和 53 年 5 月 1 日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得し、昭和 57 年 12 月 28 日に同資格を喪失していることが確認できる。しかしながら、国民年金の任意加入被保険者は制度上、申出によりいつでも、その資格を喪失することができることから、請求者が昭和 57 年 12 月 28 日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失し、上記領収証書において昭和 57 年 12 月分以降の国民年金保険料が納付不要とされていることをもって、請求者が昭和 57 年 12 月 28 日から厚生年金保険被保険者であったとは言えない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。